# 《特集》地域公共交通を理解する

ザー・為国孝敏氏からの寄稿です。 は、津別町地域公共交通アドバイ を進めています。今回の特集記事 を進めています。今回の特集記事 では昨年度より「持続可能な地

## 公共交通の定義は時代とともに変化

いることに関係します。 の状況によって定義が少しずつ異なった する交通機関と定義されています。 という言葉は、 ふだん何気なく使っている「公共交通」 変化したりします。これは、交通そ この言葉の意味は、 不特定多数の人々が利 時代背景や国 とこ

であり、 や船舶も含めて、私たちの生活における公共交通とは、鉄道やバスであり、航空かつて私たちの暮らしの中で、身近な 地域において、鉄道やバスの存生は身に移動サービスの役割を担ってきました。 が浸透していきました。 通の運行時間に合わせたライフスタイル た。この頃の私たちの生活では、公共交 遠くの地への憧れでもありまし 鉄道やバスの存在は身近

わせて移動手段を選択できる時代が到来リゼーションが進展し、個人の時間に合 私たちのライフスタイルは大き 高度経済成長が進む中でモータ

> 産業形態も変わってきました。自家用車改善される中で、私たちの生活を支えるく変化してきました。道路事情が大きく 郊外化するとともに、地域の様相が変 る商業施設や行楽施設などの集客施設がの普及に合わせて、大きな駐車場を有す わってきたのです。

識や行動も変容させ、 響を与えてきたことは否めません。 関や商店、地元の産業などにも大きな影 こうした自家用車の普及は私たちの生 従来の公共交通機 私たち消費者の意

ところです。こうして私たちは、生活の地域の変容によって衰退するのは自明の支える手段にしか過ぎないので、まちやもともと、交通機関は私たちの移動を 豊かさを得る中で、公共交通を失っていところです。こうして私たちは、生活の また、かつての公共交通は大量の人をく状況になったと言えるでしょう。

場合、公共交通の担い手は民間企業であで衰退していくことになります。日本の ないのです。から無料」というのは、 移動させる手段として有効なビジネスモ ることに特殊性があるのです。 となっていた公共交通は、 デルであったことから、民間企業が主体 幻想にしか過ぎ 需要が減る中 「公共だ

では人口減少が始まっていましたが、大都市圏への人口流出が顕著化し、地 による人口減少社会の到来です。 口減少社会となっています 在では全国的な少子化、 かつての経済成長の時代に、 高齢化による人 地方から 地方 現

賃の低廉化・多様化などが進められましよって、乗合バス事業では新規参入や運 を圧迫するようになり、路線廃止が目立支状況が厳しくなり、交通事業者の経営まって、公共交通を担う鉄道やバスの収 なったため、採算性の取れない路線廃止たが、一方で退出、路線廃止が容易に がさらに加速化されました。 交通分野での規制緩和が行われたことに つようになりました。2000年以降、 この人口減少と自家用車の普及が相

ようになってきました。従来、公共交通体が補助する生活路線バスが運行される持・確保を目的に、国や都道府県、自治これらをきっかけに、生活交通の維 ります。 るようになったきっかけとも言われてお地域の足の確保について自治体が認識すは交通事業者任せになっていたものが、

て、 うな影響をもたらせました。そのため、拡大を続けたまちの姿が大きく変わるよわが国において、人口減少社会の到来は、 て、地域の足づくりとしての配慮が必要自家用車を持たない人たちの移動につい 自家用車移動が当たり前になっていた

> 確保・維持のための行政負担増 たい高校から通える高校へ、⑥公共交通財政負担増、⑤進学先選択の変化:行き ①高齢ドライバーによる事故の増加と顕うなことが顕著化してきました(順不同)。 バスの増加、 きた社会現象(一部)として、 ②買物難民の発生、③自家用送迎 ④スクールバス導入による 以下のよ

地域の足が無いために発生して

めには、 うになってきたのです。 ることが、 すなわち、 地域の公共交通を確保・維持す 地域課題として注目されるよ 地域の活力を向上させるた



交通の確保・維持に向けて交通政策基本法の成立と地域公共

本法が施行されました。そのポイントは、関する基本的な法律として、交通政策基 (1) 「日常生活に不可欠な交通手段の確 謳われました。 通施策の促進」、 保など」、「まちづくりの観点からの交 平成25年12月4日にわが国初の交通に などが基本原則として 「関係者相互間の連携

## 人口減少社会による公共交通の変容

な社会問題が顕著化 平成の時代に入ると、 わが国では大き 少子高齢化

③面的な公共交通ネットワークのが中心となり、②まちづくりと連携に則り、①地方公共団 あり 通ではないということに留意する必要が てが誰でも自由に安価にといった公共交それぞれに特徴や性格、制限があり、全

(2) この基本原則に則り、

体が中心となり、

#### 高齢者の移動とスクー -ルバス

がいや健康増進はもちろん、地域経済に積極的に外出することは、ご本人の生きまた、移動手段を確保し元気な高齢者が なわち、同じ自治体でも地域によって状市域において人口の偏りがあります。す現在の都市では、市町村合併もあって、 況が異なるので、移動手段も地域の皆さ 者による交通事故の増加や免許返納を促 な取り組みが始まっています。 んと相談しながら進める必要があります。 取り組みもニュースを賑わしています。 高齢者が増加する中で、 全国各地で様々 また、 高齢

ていくにあたって、地ました。また、地

地域の足づくりを進め -クの再構築」

が示さ

交通事業者任せにす

公共交通ネットワー

との連携」、「地域全体を見渡した面的な

パクトシティの実現に向けたまち律に加えられたポイントとして、

の実現に向けたまちづくり

法)」が改正・施行されました。

従来の法

「コン

化及び再生に関する法律(活性化再生26年11月20日には、地域公共交通の活性

交通政策基本法の施行を受けて、平成

が求められています。

行政が、

すなわち、

地域の課題を共有し、地域のなわち、地域住民、交通事業者

地域のあ

土俵 (協

役割と責務が求められるようになりまし るのではなく、行政や地域住民も、その

んと話し合ってきた中で、N 共交通)を整備するために、 ことを指摘したいと思います 各地で自家用車に変わる移動手段 以下 地域の皆さ -のよう

割と責任を明確にして、

地域の実情に応

じた公共交通のあるべき姿を目指して努

いくことになります。

地域公共交通には、

多様な手段

議会等)で話し合うとともに、 るべき姿(将来像)について、同じ+

地域の足

も大きな影響を与えます。

づくりについて、それぞれ期待される役



決めて走るコミュニティバスや巡回ワゴ路線バス、地域や地区内を路線や時間を使って都市間や地域内の幹線輸送を担うがあります。路線バスでは、大型バスを

スクールバスで登校する子どもたち 財政を圧迫するのは必然です。

いただいた中で、また前述した地域公共交昨年来、町内の実態を調査・分析させて

設などの自家用送迎バスなど、 ルバス、さらに病院や商業施設、

様々な移

があります。

や子どもたちの送迎を図るスク

また、福祉目的のバス、

夕

アの移動を担うデマンド型乗合タクシーン、決められた区域内でドア・ツー・ド

サ子化の進展に伴い、各地で小中学校よって整備できるメニューは限られます。 一方、スクールバスが多くなってきた(空いている時間)が当然あります。 のみ運行しておりますので、待機時間このスクールバスは学校の登下校の時間 落の形状等)や、運行事業者の状況 用される皆さんの生活スタイルを変える の統廃合が進められています。それに伴 無や会社の体力等)、行政の財政状況に (2) 地域の状況 (地形や 公共交通は個人交通ではありませ (1) 自家用車の利便性と比べないこと: スクー 通学距離が遠くなる子供たちのため 意識を変えることが必要です。 ルバスが運行されています。 人口集積度、  $\bar{h}_{\!\scriptscriptstyle ec{0}}$ 有 利

そこで、この空いている時間にコミュニの財政を圧迫するようになってきました。ことにより、運行経費が増大し、自治体 ているというのが実情です。これでは、 (需要) を、移動サービスごとに分け合っうなっておらず、地域内の限られたパイ 面からは理想的です。 および持続的な地域交通の確保・維持の (路線バス) で賄うことが、安全・安心面支援は、可能であれば通常の公共交通高齢者の移動支援や子どもたちの通学 とする取り組みが進められています。 ティバス等の地域の足として活用しよう 実際はそ

町内の移動ニーズを公共交通サ

ービス

### いけないことは津別町の地域公共交通で考えない

解していただきたいことは以下の通りです。 通の状況を踏まえて、町民の皆さんにご理 ・地域公共交通を公共サービスとして認 ていく。 索することといったような、それぞれいライフスタイル(より楽しい)を模 ること、 これらを実現するためには、 展開し、 合いながら折り合い点を見出し、行政など、関係する当事者同士が の意識改革が必要となります。 車の利便性と比べるのではなく、 域の活力を高めるまちづくりの装置と 組みを目指すことが必要となります。 良い事業として育て上げるような取り して地域の足を捉えること、 あることを指向すること、 負担(金銭だけではなく)が必要とな 上げるサービス」として考え方を変え から、「町民自らが協働して創り育て いの役割と責任・協力のもとで事業を -ビスは無料ではなく住民も応分の 「行政から与えられるサ すなわち、 ②交通事業者はサービス業で 相互に評価し合いながらより 関係する当事者同士が話し 町民 ③行政は地 交通事業者 ④自家用 ① 公 共 新 お互

(聿引町公共交通アドバイザ)解することが求められます。 協力が不可欠であることを認識する、 源を有効に活用するための工夫・連携・福祉」として捉え、地域内の限られた資 ニーズが発生します。そこで、町内の特が少なく居住地が点在する中で多様な 特に人口減少の激しい津別町では、需要の確保の観点から現実的ではありません。 で全て賄うことは、 地域内の移動を「公共 持続可能な移動手段

性に合わせて、

広報つべつ 2019年10月号